

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の対象者の方へ

## 1. 支給対象者

次の①か②に該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方

## 2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 振込日は、**5月31日**を予定しております。

## 4. 問い合わせ先

\*お問い合わせは下記までお電話ください。

■ こども家庭庁コールセンター **0120-400-903**

(受付時間：平日9:00～18:00)

■ お住まいの町村役場の児童扶養手当担当窓口



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※必要書類、提出期限等の詳細は、提出先となるお住まいの町村役場へお問い合わせください（該当のない場合は手続き不要です。）。

※さかのぼって支給要件を満たさないことが判明した場合は、当給付金を返還していただきます。

※本事業の実施は、令和5年5月愛知県臨時議会での予算の成立を前提とします。